

定 款

社会福祉法人 清流苑

社会福祉法人 清流苑

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 特定相談支援事業の経営
 - (ハ) 障害児相談支援事業の経営
- (二) 日中一時支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清流苑という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県出水市平和町477番地2に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。

(役員を選任等)

第6条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第7条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員解任)

第8条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の職務及び権限)

第9条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第10条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、後任と選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
- 4 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(職員)

第13条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する事業所の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

(理事会)

第14条 この法人の業務の決定は、全ての理事をもって組織する理事会によって行う。

- 2 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

- 3 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 6 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 理事会の決議は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって行う。ただし、その決議について、特別の利害関係を有する理事は除く。
- 8 前2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとする。
- 9 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 10 理事長及び理事会に出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の賛成を要する。

(評議員の資格)

第17条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員に対して、評議員1人あたりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員会)

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 10 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 11 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第8項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 12 第7項及び第8項、第9項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 13 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 14 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第21条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産及び基本財産の処分
- (7) 社会福祉法人に対する役員 of 損害賠償の一部免除
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第4章 資産及び会計

（資産の区分）

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鹿児島県出水市武本字毛ノ木松5294番地9，5294番地3，5294番地10所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建旧多機能型事業所紫尾の里園舎一棟（788.08平方メートル）
- (2) 鹿児島県出水市武本5294番9（1,721.79平方メートル）
- (3) 鹿児島県出水市武本5294番3敷地（852.01平方メートル）
- (4) 鹿児島県出水市武本5294番10敷地（109.01平方メートル）
- (5) 鹿児島県出水市武本5294番11敷地（233.85平方メートル）
- (6) 鹿児島県鹿児島市西伊敷6丁目4496番12所在の鉄骨造陸屋根3階建多機能型事業所百花園舎
一棟 1階（147.13平方メートル）
2階（144.01平方メートル）
3階（144.01平方メートル）
- (7) 鹿児島県鹿児島市西伊敷6丁目4496番12所在の多機能型事業所百花園敷地（219.07平方メートル）
- (8) 鹿児島県出水市平和町477番地2敷地（2,300平方メートル）
- (9) 鹿児島県出水市平和町477番地2所在の軽量鉄骨造り合金メッキ鋼板ぶき平屋建社会福祉法人清流苑出水事業所園舎及び、コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平屋建ボイラー庫（693.55平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手

続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 23 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届けるものとする。

(資産の管理)

第 24 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 26 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類

については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第28条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第5章 解散

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第32条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第 33 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法及びその他

（公告の方法）

第 34 条 この法人の公告は、社会福祉法人清流苑の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 35 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	小 野 陽 子
理 事	小 野 浩 二
理 事	中 宗 幸 吉
理 事	宮 田 成 男
理 事	宮 田 祐美子
理 事	芝 原 一 三
理 事	野 添 研
理 事	塚 田 ともみ
理 事	村 岡 建 夫
監 事	下 津 春 美
監 事	伊地知 貴 顕

附 則

この定款は、平成 14 年 9 月 5 日より施行する。（指令障福 第 12 号）

附 則

この定款は、平成 17 年 3 月 24 日より施行する。（指令障福 第 84 号）

附 則

この定款は、平成 18 年 2 月 15 日より施行する。（指令障福 第 1146 号）

附 則

この定款は、平成 20 年 12 月 3 日より施行する。（指令障福 第 26 号）

附 則

この定款は、平成 21 年 8 月 1 日より施行する。(指令障福 第 17 号)

附 則

この定款は、平成 22 年 12 月 14 日より施行する。(指令障福 第 16 号)

附 則

この定款は、平成 24 年 4 月 11 日より施行する。(指令障福 第 2 号)

附 則

この定款は、平成 26 年 1 月 15 日より施行する。(出福 第 4085 号)

附 則

この定款は、平成 26 年 11 月 14 日より施行する。(出福 第 4112 号)

附 則

この定款は、平成 28 年 2 月 5 日より施行する。(出福 第 4118 号)

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(出福 第 6685 号)

附 則

この定款は、令和元年 8 月 9 日より施行する。(出福 第 6186 号)

附 則

この定款は、令和 3 年 1 月 12 日より施行する。(指令障福 第 15 号)

附 則

この定款は、令和 3 年 4 月 21 日より施行する。(指令障福 第 1 号)

附 則

この定款は、令和 4 年 1 月 6 日より施行する。(指令障福 第 13 号)

附 則

この定款は、令和 4 年 5 月 9 日より施行する。(指令障福 第 1 号)

附 則

この定款は、令和 4 年 1 月 27 日より施行する。(指令障福 第 6 号)